

## 共済金の計算方法は

共済金は、1棟ごとにNOSAIが算定した**損害額が3万円または共済価額の5%を超えた場合**\*に支払われます

支払共済金	損害額			×	共済金額 共済価額	
	ハウス本体の時価額	×	損害割合			×
	被覆材の時価額	×	損害割合 × 自然消耗割合			
	附帯施設の修繕費	×	時価現存率			
	施設内農作物の価額	×	損害割合 × 分割割合 (病虫害の場合)			
	撤去費用の価額	×	損害割合			
	復旧費用の価額	×	損害割合			
補償割合						

\*加入者の選択により①10万円以上②20万円以上を含めた3つから選択できます。

### NOSAIからのお願い

次のような場合は**すみやかに連絡**をお願いします。

- 被害が発生した場合
- 施設を増改築、譲渡、解体などした場合
- 被覆計画に変更があった場合

**注意** 連絡がない場合や遅れたりすると共済金が支払われない場合があります。



ホームページ <http://www.nosai-nagano.or.jp>  
メールアドレス [info@nosai-nagano.or.jp](mailto:info@nosai-nagano.or.jp)

#### 本所

長野市大字中御所字岡田79-5  
TEL (026) 217-5800 FAX (026) 217-5816

#### 東信地域センター

佐久市塩名田390  
TEL (0267) 58-2580 FAX (0267) 58-2581

#### 南信地域センター

伊那市西春近2526  
TEL (0265) 73-2195 FAX (0265) 73-9181

#### 諏訪支所

茅野市宮川4392-1  
TEL (0266) 73-3211 FAX (0266) 73-3214

#### 上伊那支所

伊那市西春近2526  
TEL (0265) 73-2221 FAX (0265) 73-9181

#### 下伊那支所

飯田市鼎下山331  
TEL (0265) 23-7600 FAX (0265) 23-7632

#### 中信地域センター

松本市大字島内1666-777  
TEL (0263) 40-2500 FAX (0263) 40-2501

#### 木曾支所

木曾郡木曾町福島2420-2  
TEL (0264) 24-2367 FAX (0264) 24-3122

#### 松塩筑支所

松本市大字島内1666-777  
TEL (0263) 40-2503 FAX (0263) 48-0750

#### 安曇野支所

安曇野市堀金烏川2661-2  
TEL (0263) 72-5192 FAX (0263) 72-5191

#### 北アルプス支所

大町市大町1630-1  
TEL (0261) 22-8488 FAX (0261) 22-8240

#### 北信地域センター

長野市豊野町豊野631  
TEL (026) 219-2892 FAX (026) 215-3031

備えの種をまこう。

# 園芸施設共済

すべてのハウスにNOSAIの安心ネットを



安心のネットワーク  
**NOSAI長野**

## 園芸施設共済の対象は

### 特定園芸施設〔本体 + 被覆材〕

内部で農作物を栽培するための、プラスチックハウス、ガラス室、雨よけ施設、多目的ネットハウス



### 附帯施設

暖房施設、換気施設、かん水施設、自動制御施設など



### 撤去費用

ハウス本体の解体や廃材の撤去・処分に要する費用



### 施設内農作物

施設内で栽培されている野菜、花き



### 復旧費用

ハウス本体（附帯施設も加入した場合は附帯施設を含む）

特定園芸施設への加入を基本に、それぞれを組み合わせることで加入することができます。

※自動継続特約を付けることができます。

## 支払の対象となる災害（共済事故）は


(1) 風水害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害  
 (2) 火災  
 (3) 破裂及び爆発  
 (4) 航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下  
 (5) 車両及びその積載物の衝突及び接触  
 (6) 鳥獣害  
 (7) 病虫害（施設内農作物加入時に限る）

## 園芸施設共済への加入は

所有又は管理するハウスの合計面積が**2アール以上**（ガラス室は1アール以上）の農家であれば加入できます。

なお、ハウスが複数ある場合は、そのすべてを加入する必要があります。（他の損害保険等に加入している棟は申出により除外することができます）



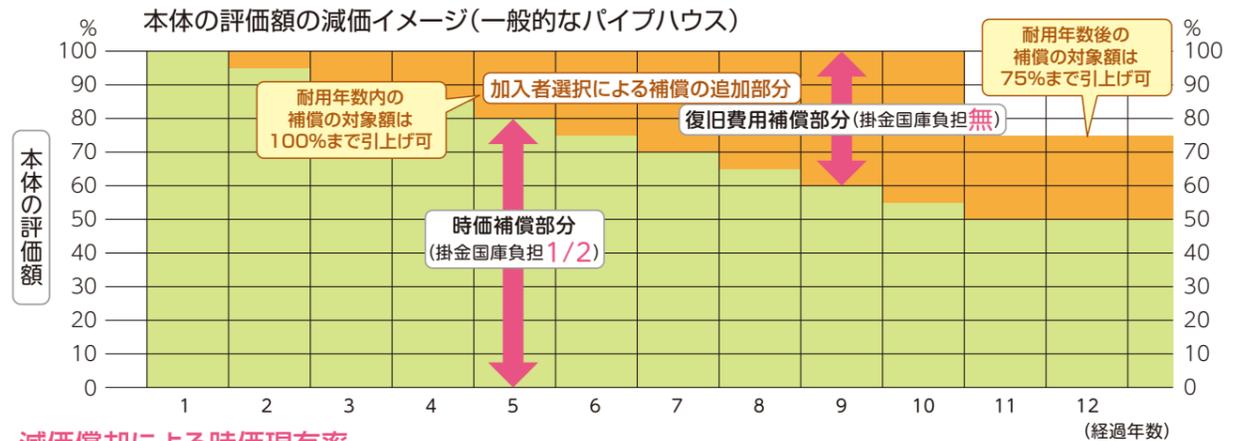
## 補償期間（共済責任期間）は

共済掛金の払込みを受けた日の翌日から1年間です。

ただし、本体の設置期間が周年でない場合には、設置期間に合わせて1ヵ月以上1ヵ月単位で加入することができます。

## 補償の対象額（評価額（共済価額））は

補償の基礎となる共済価額は減価償却を反映した時価額です。ただし、施設本体、附帯施設については、加入時の選択により耐用年数内であれば100%まで、耐用年数後の場合は75%まで引上げることができます。



### 減価償却による時価現存率

ハウス本体	経過年数															被覆材	経過年数				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		1	2	3	4	5
一般的なパイプハウス	100	95	90	85	80	75	70	65	60	55	50					一般軟質フィルム	100	50	25		
簡易鉄骨・鉄骨ハウス	100	96	92	88	84	80	76	72	68	65	62	59	56	53	50	耐久性軟質フィルム	100	71	50	35	25

## 補償される金額（共済金額）は

補償割合（付保割合）を**最低40%から最高80%**の範囲で選択できます。



## 掛金は

$$\text{掛金等} = \text{共済金額} \times \text{掛金率} \times \frac{\text{補償期間}}{12 \text{ ヶ月}} \times \frac{1}{2} + \text{事務費賦課金}$$

**ポイント1** 掛金の半分を国が負担します。（共済金額の合計が1億6,000万円まで）  
※ただし、復旧費用は国の負担がありません。

**ポイント2** 掛金は税金の控除対象となります。

**ポイント3** 危険段階を導入しています。過去の被害率によって地域または農家ごとに掛金率を設定しています。

**ポイント4** 未被覆の期間も補償対象です。掛金率は被覆期間に比べて安くなっています。

